果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率がキログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15		
二二〇九・〇〇	その他のもの		A	
	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八％	B 7	
第二三類				
二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇二	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす			
二三・〇三	ふすま、ぬかその他のかす、穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇四・〇〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇五・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			
二三・〇六	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			
	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき五九円に五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超えた一〇％ごとに六円を加えた額	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A	
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A	
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米ミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		A	
	その他のもの			
二三〇九・九〇	その他のもの			
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）			
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一〇％ごとに三〇銭を加えた額	B 10	
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの		A	
	その他のもの			

	その他のもの			
	第一二・一四項又は第二三・〇二項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル			
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		A	
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		A	
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の二〇％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の三五％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米ミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		A	
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの		A	
	その他のもの			
	その他のもの			
第二四類				
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇二	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			
二四・〇三	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）			
二四〇三・一〇	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス			
	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）			
	その他のもの			
二四〇三・九一	シートたばこ			
二四〇三・九九	その他のもの			
	たばこのエキス及びエッセンス			
	その他のもの			
第二五類				
二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			
	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水			
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）			
	その他のもの			
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）			
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）			
二五・〇四	天然黒鉛			
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）			
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）			